

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成29年3月2日)

開催日及び場所		平成29年1月24日（火）第2特別会議室			
委員		高橋 昌彦（公認会計士） 吉岡 隆久（弁護士） 藤枝 智昭（ジャーナリスト）			
審議対象期間		平成28年7月1日～平成28年9月30日			
審議対象案件		14件	うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		13件 (抽出率 92.9%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 100%)		
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品 役務	一般競争	3件	うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	9件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(詳細に記述すること。)  別紙議事録のとおり	(詳細に記述すること。)  別紙議事録のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○研究情報計算センターハロン消火設備修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型コンピュータや図書資料への二次被害の少ない特殊な消火設備ということで、施工にあたっては質の高さが求められると思うが、その点は確保されているのか。</li> <li>・設置後初めての工事になるのか。</li> <li>・設置業者は応札しているか。</li> <li>・予定価格はどのように積算したのか。</li> <li>・入札金額を見ると2社が同額で入札しており、各業者の価格に大きな開きはないが、基準となるようなものがあってそのような結果となっているのか。</li> <li>・参考見積を徴取した業者は入札に参加したのか。</li> <li>・応札した2社の参考見積の金額と入札金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告において、競争参加者の要件のうち有資格者の等級を「消防施設工事」の「C等級」以上とし、併せて工事施工実績も確認しており、質としては確保できていると考えている。</li> <li>・昨年度は法令改正に伴うハロンガスのボンベ、バルブの更新を行った。今回は、定期点検において制御盤、警報装置等の老朽化について指摘を受けたことから、予算を確保した上で更新を行ったものである。</li> <li>・設置業者は廃業しているため応札していない。</li> <li>・当該消防設備の施工を手掛けている3社から参考見積を徴取し、参考見積の価格に対し査定を行い、また当方で積み上げられる部分は積み上げて積算した。</li> <li>・それほど大きな業界ではなく、また、施工業者と機器のメーカーは別である。どの機器メーカーとも要求水準を満たす同程度の機器であれば価格に大差があるわけではなく、設置工事の価格でどの程度頑張れるかによって開きが生じると考えている。</li> <li>・3社のうち2社が参加した。</li> <li>・2社とも参考見積より下げて応札してお</li> </ul>

額の結果はどうなっているか。

・当該設備は設置後30年以上経過しているとのことであるが、特別な機能の付加がなく、設置当初の仕様と同じような更新内容ということは、現在の技術水準とか消火設備の要求水準は30年前と変わっていないのか。

・法令改正に伴う仕様の変更もないのか。

・酸欠により消火するものではないのか。

・法令に定める安全性なども満たした仕様になっているのか。

・新たにハロン消火設備を設置する場合でも30年前の設計図で設置可能ということか。

・ハロンガスの交換スパンはどれくらいか。

・入札参加資格の要件（7）において平成18年以降の工事施工実績を求めているが、平成18年以降としている根拠は何か。

また、経常建設共同企業体にあつては、出資比率が20%以上の場合のものに限るとしているが、20%としている根拠は何か。

り、1社はかなり下げて応札してきた。

・火災発生場所から通報があつて、その信号を受けてハロンガスの消化剤を噴霧するという基本システムは変わっていない。また、消化剤の容量の計算式も変更はされていないため、設置当時と同じ仕様でも問題ない。

・法令改正はあつたが、消火設備の基本システムに影響のあるものではない。

・ハロンガス消火設備は酸欠ではなく、ガスにより化学反応を起こし消火するものである。

・毎年法定点検を実施しており、指摘があつた事項はその都度対応している。

・機器の部品などは小型化が図られたり、高性能化されているが、消火の基本システムは変わっていないため、30年前の設計図で設置しようと思えば可能である。

・ハロンガスそのものは安定していて劣化しないため、期限は設けられていない。

・国土交通省及び農林水産省の他官署の入札公告を見ると、平成13年以降の施工実績を求めている官署が多いが、15年前の実績では施工能力を有しているか評価できない可能性があるため、当センターにおいては10年間（平成18年以降）の施工実績を求めている。

また、経常建設共同企業体については、農林水産省の通達で、構成員の数は原則3社以内としており、出資比率は3社の場合が20%以上、2社の場合は30%以上としている。しかし実務上、当省が入札参加資格の要件として施工実績を求めるに当たって

○ネットワークライブラリシステム設計・開発、賃貸借及び保守

・本件は1者応札であるが、予定価格はどのように積算したのか。

・仕様書に定める成果物の設計・開発実施計画書について、納期が契約締結後2週間となっているが短期間で納品できるものなのか。

・現行のシステムはどこが納品したものか。

・要件定義書を見ると特定のメーカーを指定しているわけではないので、オープンにしているとは思いますが、現行システム納入業者にアドバンテージがあったのではないか。

・4年ごとに更新するのはなぜか。

は、構成員数を限定せず、3社の場合の出資比率を適用して20%以上としているため、これに倣ったものである。

・システムについてはライセンスがほとんどであり、システムの構築及び保守について、徴取した価格証明書や参考見積を参考にし、また工数から積算できるものは工数により積算した。システム構築及び保守の積算額にリース率を乗じて月額賃貸借料金を算出し、予定価格を算定した。

・システムの納期は6箇月程度設けており、その間に設計・開発して納品していただくこととなる。設計・開発実施計画書は、設計・開発を行うためのスケジュールを決めるものであることから、2週間という納期が短いとは考えていない。

・本件落札業者と同じである。

・アドバンテージはあるとは思いますが、仕様を決定する際にも特定のメーカーに限定されないよう配慮しており、他の業者が参入できないものとはなっていない。

・国庫債務負担行為の予算の承認を受けて調達しており、予算制度上は最長5年までとなっている。これまでは4年間の賃貸借期間で調達しており、賃貸借期間終了後の次期システムの更新について検討をしている。また、次期システムの更新にあたっては、ハードウェア、ソフトウェア両方の面で、利用者の要望を考慮しつつ検討している。

・ハードウェアの経済的あるいは物理的な使用可能期間はどれくらいになるのか。

・本件の対象はソフトウェアだと思うが、法定耐用年数は5年である。現行システムが使用に耐え得るシステムということであれば、1年再リースをするという選択があると思うが、再リースをしないということは現行のシステムが陳腐化又は不適合化したのか。

・総合評価落札方式を採用しているが、足りの基準点を設けているのか。

・必須要件は何で定めているのか。

・入札公告が6月6日で入札日が8月4日と2箇月弱の期間となっている。新規参入者が十分に見積が行える期間設定となっているのか。

・4年から5年と考えている。

・今回更新においては、ネットワークライブラリシステムに、これまで別に調達していたアグリナレッジシステムを統合するシステムとなっている。また、今回別に調達するハードウェアに導入することにしており、システムの統合・ハードウェアの更新時期に合わせる必要があった。ハードウェアの更新の検討においては、4年にするか5年にするかの議論を行ったが、システムの統合、ハードウェアのスペック、価格の動向及び利用者の要望を総合的に判断し、4年で更新することとした。

・技術点について、必須要件を満たした場合の基礎点を設定しており、満たさない場合は不合格としている。入札説明書に総合評価基準を添付しており、全ての必須条件を満たした場合の基礎点及び加算点の要件及び配点を明示している。

・仕様書及び要件定義書に定めており、〇〇すること、行うこと又は可能であること、などと記載している項目が必須要件である。加算項目については、〇〇であることが望ましい、できることが望ましい、などと記載している。

・入札公告の前に導入計画を示し、企業から資料等の提供を求める資料提供招請、仕様書案に対して意見を求める意見招請を行っている。なお、資料提供招請は平成27年12月2日に公示し、資料等の提出期間を50日間、意見招請は平成28年3月15日に公示し、意見等提出期間を35日間設けており、十分な検討期間は確保したと考えている。

・本件落札業者以外から仕様書交付等資料請求はあったのか。

・入札に参加しなかった理由は何か。

・応札しなかった者に対し理由を確認することが今後の調達のためにも重要である。

・本システム構築において、別に調達するハードウェアの納入業者と本システム納入業者が作業上すり合わせや打ち合わせを密にする必要はあるのか。

・ハードウェアの納入業者に本システムの構築作業が相当の制約を受けるのではないか。

・仕様書に本件調達に関する作業スケジュールの他、別に調達する運用支援業務等の作業スケジュールが記載されているが、これは必要なのか。

#### ○リモートデータセンター賃貸借

・要件の中で落札業者であるKDDIの通信回線を使用することになっているが、この要件で他の業者が参入できるのか。

・7社あった。

・入札参加資格の等級が合わなかった業者、また専門的な業者でなかったり、リース会社だったり設計・開発の面で難しいと思われる業者が資料請求してきており、仕様の内容を確認し、参加しなかったものと考えている。

・今後アンケート調査を実施することとしたい。

・納入業者同士の連携は必要である。

・本システムに必要なハードウェアのスペック・構成、ネットワークの設定について情報共有が必要であるが、ハードウェア納入業者は必要なスペック・構成に応じて納入するという契約であるため、ハードウェア納入業者による制約はそれほど受けないと考えている。

・政府のIT調達の方針として、関連する調達案件の調達単位、調達の方式及び実施時期を記載することになっている。なお、仕様書作成にあたっては、記載内容について本省のCIO補佐官のチェックを受けている。

・現在契約している通信回線はKDDIが提供しているが、各データセンター、研究拠点に入り込む回線はKDDIがNTT等の回線を使用する形で接続している。ネットワー

・本件は1者応札で、落札率が100%であるが、予定価格はどのように積算したのか。

・今年の3月に新システムに移行されるが、データ量としては従前どおりで十分か。

・過酷災害というのはどの程度の災害を想定しているのか。

・仕様書を取りに来た他の5社が参加しなかった要因は何が考えられるのか。

・件名をリモートデータセンター賃貸借としているが、この件名で業者に契約内容が通じるものなのか。

ク網に接続する回線をKDDIの回線を使用していることを前提として、その回線に接続することができるようにするというのがこの仕様の要件になるため、他の業者であっても接続は可能であることから、制約はないと考えている。その他にもKDDIが有利にならないよう、サーバの移設経費を当センターが負担する形とした。

・契約実績と徴取した参考見積の額が同額であったことからその額を採用した。今回仕様書を取りに来た業者は6社あったが、いずれもデータセンターを運営している業者であった。そこから全て見積を徴取したわけではないが、インターネットで公開されている他のデータセンター運営会社の価格・相場も調査したところ、契約実績額が相場の半額程度であった。

・容量的には増えているが、サーバ自体の性能と1本当たりのディスク容量が大きくなっており、搭載するものについては4年間のデータ蓄積に耐えられるものにしていく。

・当センターへの電力供給が絶たれる災害、ネットワークを機器設置している大手町の東京XPの建物に損壊が生じ、ネットワークが停止するような災害を想定している。

・現在契約している業者があることから、その業者が有利であるということで参加を見合わせたものと推察している。

・仕様書を取りに来た業者6社ともデータセンターを運営している業者であったことから、業界には通じているものと考えている。

○科学技術計算システム設計・開発、賃貸借及び保守

- ・更新前のシステムの納入業者はどこか。
- ・他社が参入しやすい配慮はしているか。
- ・予定価格はどのように積算したのか。
- ・入札に参加しなかった業者へのアンケートは実施したか。
- ・理由はきちんと調査していただきたい。
- ・新しいシステムと現行システムとの大きな違いは何か。
- ・2種類に変更したことによってコスト的には下がったか。
- ・本件は応札者ともう1者の3者で契約している。もう1者はリース会社だと思うが、賃貸借契約であればリース会社が応札し、2者で契約すれば良いのではないか。

- ・本件落札業者と同じである。
- ・ハードウェアについては、落札業者の応札仕様では当該業者の製品はサーバだけであり、メインとなるスーパーコンピュータは複数社が取り扱っている別のメーカーのものになっている。本件調達仕様においても落札業者の製品に限定したものとはなっていない。
- ・ハードウェアとソフトウェアについては参考見積を徴取し、過去の類似の契約実績、為替レートも考慮して積算し、リース率を乗じて月額賃貸借料を算定している。
- ・今後実施する予定である。
- ・承知した。
- ・現行システムでは、3種類のスーパーコンピュータを調達していたが、性能アップや予算面を考慮して今回調達システムでは2種類に変更している。また、以前別で調達していた農林水産基礎数値データベースを統合して調達している。
- ・理論的な性能は上がっており、コスト的には若干下がっている。
- ・入札説明書において、借り入れ物品を第三者を介して貸し付けする場合は競争参加申請時に証明書を提出するよう求めており、本件は第三者を介して貸し付ける証明書が提出されたことから、三者契約を締結した。

・入札公告から入札執行まで50日程度であるが、事前に意見招請等を行っているのか。

○「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業（9件）

・本件は公募による企画競争であるが、誰が企画の審査を行ったのか。

・企画審査委員の選考はどのようにしたのか。

・審査基準はあるのか。

・どのようにして選考したのか。

・1プラットフォーム当たりの予算の上限は設けているのか。

・審査基準を公募の際に応募希望者に示しているのか。

・採点結果は通知したのか。

・先ほどの審議案件「ネットワークライブラリシステム設計・開発、賃貸借及び保守」の調達手続きと同様に事前に資料提供招請、意見招請を行っている。

・外部の方に企画審査委員を依頼した。メンバーは、「知」の集積と活用の際の構築に向けた検討会構成員であった方から1名、その他は国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、一般財団法人日本立地センターからそれぞれ1名の計5名である。

・選考を行ったのは、「知」の集積による産学連携推進事業の本省担当課である。事業全体を理解している方を含め、特定の分野に偏らない形で有識者が選考されていると考えている。

・10項目の審査基準を設けており、各項目ごとに4段階の配点をしている。

・企画審査委員の採点合計の平均点の上位から予算の範囲内で採択した。

・1件当たりの限度額、委託費の総限度額を仕様書に記載している。

・示している。

・採点結果は通知しておらず、採択・不採択についてのみ通知した。

・どの範囲まで公募の公示をしたのか。

・企画審査委員に関係のある機関が応募していないか。

・1年ごとに更新するのか。

・実績報告が提出されるが、評価はどうするのか。

・成果として著作物や特許が開発された場合などの成果物に関する権利の帰属はどうなっているか。

・謝金はどのようなものが考えられるのか。

・本委託事業は研究戦略を策定し、マネージメントをする事業ということであるが、企画提案時に研究戦略の概要が提示されているのか。

・総実施期間を3年以内としているが、この期間はどのような理由で設定しているのか。

・他の外部資金を獲得していても本事業を

・当センターのホームページに掲載するとともに掲示板にも掲載した。また、産学官連携協議会に入会し、研究開発プラットフォームの管理運営機関として届出していることを企画競争の参加資格要件の1つとしていることから、協議会会員に配信しているニュースにも掲載した。なお、公示時点で協議会に入会、届出していない機関であっても入会、届出は可能としている。

・企画審査委員に関係のある機関からは応募がなかった。仮に応募があった場合は、その委員の採点は除外することとしている。

・最大3年の期間で1年ごとに更新する。

・「知」の集積と活用場の評価委員会が本省で開催されこととなっており、その結果を考慮することとしている。

・本事業は研究を実施する事業ではないため、成果物として特許権が発生することはないが、著作物の権利は国に帰属する。

・セミナー等の外部の講師に支払う謝金、代表機関ではない外部のプロデューサーの方に支払う謝金などが考えられる。

・研究開発プラットフォームの推進体制の整備や活動計画策定に係る具体的な取組については提示されているが、研究戦略はプラットフォームが具体的に活動していく中で策定することになる。

・「スピード感を持って商品化・事業化に導く」としていることから、3年に設定したものと考えている。

・可能である。

受託することが可能なのか。

・企画競争参加の要件の中の予算決算及び会計令第70条と第71条の規定に該当しない者であることとあるが、これはどういう者になるのか。

・共同事業体の代表者が法人格を有することとしている理由は何か。

・本委託事業の締結に際して辞退や契約解除した場合はペナルティーはあるのか。

・第70条では「一般競争に参加させることができない者」について定められており、当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者となっている。第71条では「一般競争に参加させないことができる者」について定められており、第7号まで規定されている。例えば、契約の履行にあたり不正な行為をした者、公正な競争の執行を妨げたり、正当な理由なく契約の履行をしない者などが該当する。

・研究開発プラットフォームの管理運営機関として届出がされていることも参加資格に示している。この管理運営機関は、プラットフォームの代表機関であり、法人格を持っていることが前提となっているため、法人格を有することを条件とした。また、委託契約は、管理運営機関（プラットフォームの代表機関）と契約し、管理運営機関の規程に基づき経費を執行する必要があるため、個人では規程に基づく経費執行ができないと判断している。

・理由にもよるが、指名停止措置又は予算決算及び会計令第71条に該当すると認められる場合は、今後の契約において競争に参加させないことができるものと認識している。